農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御名御璽

平成三十年十一月九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百十一号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十三号）の施行に伴い、並びに同法附則第二条及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備（第一条―第八条）
第二章　経過措置（第九条）
附則

第一章　関係政令の整備

（農業経営基盤強化促進法施行令の一部改正）

第一条　農業経営基盤強化促進法施行令（昭和五十五年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条を第十三条とし、第七条から第十一条までを一条ずつ繰り下げ、第六条の次に次の一条を加える。

（不確知共有者の探索の方法）

第七条　法第二十一条の二第二項の政令で定める方法は、共有者不明農用地等について共有持分を有する者の氏名又は名称及び住所又は居所その他の不確知共有者を確知するために必要な情報（以下この条において「不確知共有者関連情報」という。）を取得するため次に掲げる措置をとる方法とする。

一　当該共有者不明農用地等の登記事項証明書の交付を請求すること。

二　当該共有者不明農用地等を現に占有する者その他の当該共有者不明農用地等に係る不確知共有者関連情報を保有すると思料される者であつて農林水産省令で定めるものに対し、当該不確知共有者関連情報の提供を求めること。

三　第一号の登記事項証明書に記載されている所有権の登記名義人又は表題部所有者その他前二号の措置により判明した当該共有者不明農用地等の共有持分を有する者と思料される者（以下この号及び次号において「登記名義人等」という。）が記録されている住民基本台帳又は法人の登記簿を備えると思料される市町村の長又は登記所の登記官に対し、当該登記名義人等に係る不確知共有者関連情報の提供を求めること。

四　登記名義人等が死亡又は解散していることが判明した場合には、農林水産省令で定めるところにより、当該登記名義人等又はその相続人、合併後存続し、若しくは合併により設立された法人その他の当該共有者不明農用地等の共有持分を有する者と思料される者が記録されている戸籍簿若しくは除籍簿若しくは戸籍の附票又は法人の登記簿を備えると思料される市町村の長又は登記所の登記官その他の当該共有者不明農用地等に係る不確知共有者関連情報を保有すると思料される者に対し、当該不確知共有者関連情報の提供を求めること。

五　前各号の措置により判明した当該共有者不明農用地等の共有持分を有する者と思料される者に対して、当該共有者不明農用地等の共有持分を有する者を特定するための書面の送付その他の農林水産省令で定める措置をとること。

別表第二中「第十二条関係」を「第十三条関係」に改める。

（農地法施行令の一部改正）

第二条　農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条」を「第二十一条」に、「第二十条―第二十六条」を「第二十二条―第二十八条」に、「第二十七条」を「第二十九条」に、「第二十八条―第三十六条」を「第三十条―第三十八条」に改める。

第三十六条第一項第六号中「第二十条第二項」を「第二十二条第二項」に改め、同条を第三十八条とし、第三十五条を第三十七条とする。

第三十四条中「第二十四条及び第二十六条」を「第二十六条及び第二十八条」に改め、同条を第三十六条とする。

第三十三条中「第二十条」を「第二十二条」に改め、同条を第三十五条とし、第三十二条を第三十四条とし、第二十八条から第三十一条までを二条ずつ繰り下げる。

第二十七条中「第四十四条第一項」を「第四十二条第一項」に改め、第三章中同条を第二十九条とする。

第二十六条中「第二十三条第二項」を「第二十五条第二項」に改め、第二章中同条を第二十八条とする。

第二十五条中「第二十一条から第二十三条まで」を「第二十三条から第二十五条まで」に改め、同条を第二十七条とし、第二十四条を第二十六条とし、第二十三条を第二十五条とし、第二十二条を第二十四条とする。

第二十一条の前の見出しを削り、同条を第二十三条とし、同条の前に見出しとして「（和解の仲介の手続等）」を付し、第二十条を第二十二条とする。

第十九条中「前条」を「第十九条」に改め、第一章中同条を第二十一条とする。

第十八条第二項第三号中「次条」を「第二十一条」に改め、同条を第十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（準用）

第二十条　第十八条の規定は、法第十条第三項第二号、第三十二条第二項及び第三項（これらの規定を法第三十三条第二項において準用する場合を含む。）、第四十二条第三項第二号並びに第五十一条第三項第二号の政令で定める方法について準用する。

第十七条の次に次の一条を加える。

（不確知所有者の探索の方法）

第十八条　法第七条第三項ただし書の政令で定める方法は、同条第二項の規定による公示に係る農地又は採草放牧地の所有者の氏名又は名称及び住所又は居所その他の当該所有者であつて確知することができないものを確知するために必要な情報（以下この条において「不確知所有者関連情報」という。）を取得するため次に掲げる措置をとる方法とする。

一　当該農地又は採草放牧地の登記事項証明書の交付を請求すること。

二　当該農地又は採草放牧地を現に占有する者その他の当該農地又は採草放牧地に係る不確知所有者関連情報を保有すると思料される者であつて農林水産省令で定めるものに対し、当該不確知所有者関連情報の提供を求めること。